

宇城市営住宅入居資格

★市営住宅入居資格 … ①～⑦すべてに該当すること

※キャッスル響原団地を希望する方は⑧、⑨も該当のこと

- ① 現在住宅に困窮していることが明らかであること
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約者等を含む。）があること

※ただし、③イ（裁量世帯）の条件であるA～Jのいずれかに該当する方は単身で入居申込みができます。

- ③ 収入が一定基準以下（政令月収額を基に判断します。）であること

※高額な収入がある方は入居できません。なお、入居後に世帯収入が高額になった場合は退去を求めます。

- ・政令月収額…裏面「世帯の政令月収額の計算方法」にて算出しご判断ください。
- ・基準年度の所得より、申込時点での収入に著しい変動（退職等）がある場合はご相談ください。

ア … 政令月収額158,000円以下の世帯

イ … 政令月収額214,000円以下の世帯（裁量世帯）

裁量世帯は次のいずれかに該当する世帯です。

- A：60歳以上の方
- B：身体障がい者（1～4級）
- C：精神障がい者（1～3級）
- D：知的障がい者（療育手帳A又はB）
- E：戦傷病者（特別項症～第1款症）
- F：被爆者（厚生大臣の認定を受けた方）
- G：生活保護法における被保護者
- H：海外からの引揚者（本邦に引き上げた日から起算して5年を経過しない方）
- I：ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する方）
- J：配偶者等からの暴力により保護が必要な者
- K：小学校就学前の子供がいる

④…ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除きます。

- ④ 地方税等を滞納していないこと
- ⑤ 入居申込者や同居者に暴力団関係者がいないこと
- ⑥ 連帯保証人2名を立てることが可能であること（別世帯・別生計の方を2名）
- ⑦ ペットを飼育しないこと

※キャッスル響原団地は次の要件を追加

- ⑧申し込み時点で12歳以下の子を扶養し、現に同居していること
- ⑨入居後、扶養する子のすべてが転居または18歳に達する年度末までに退去できること

※上記に該当しないことが判明した場合は、市営住宅入居募集抽選での当選決定あるいは、入居申込後の入居資格は無効となります。ご了承ください。

世帯の政令月収額の計算方法

※政令月収額とは、世帯所得の合計額から、公営住宅法施行令第1条第3項イ～トに規定する額を控除した額を12で割った額です。

※所得額については、所得証明又は所得課税証明書や源泉徴収票の給与所得控除後の金額などを参照してください。〔基準年度の所得より、申込時点での収入に著しい変動(退職等)がある場合はご相談ください。〕

※令和5年1月1日～令和5年12月31日 分の収入に対する所得を基に算出してください。

入居しようとする家族全員の所得合計額		①	円
所得 控 除 額	基礎控除振替額… () 円× 人＝		円
	①給与所得を有する入居者又は同居者 ②公的年金等に係る雑所得を有する入居者又は同居者 ※1人につき10万円 (その者の所得金額が10万円未満である場合には、当該合計額)		
	同居親族 380,000 円× 人＝		円
	別居扶養親族 380,000 円× 人＝		円
	老人控除対象配偶者 ^(70歳以上の 同一生計配偶者) 100,000 円× 人＝		円
	老人扶養親族(70歳以上の扶養親族) 100,000 円× 人＝		円
	扶養親族(16歳以上23歳未満) 250,000 円× 人＝		円
	特別障がい者 ^(入居者、同居者及び 別居扶養親族) 400,000 円× 人＝ ①身体障害者手帳 1級又は2級 所持者 ②療育手帳 A1又はA2 所持者 ③精神障害者保健福祉手帳 1級 所持者 ④戦傷病者手帳 特別項症～第3項症 所持者		円
	障がい者 ^(入居者、同居者及び 別居扶養親族) 270,000 円× 人＝ ①身体障害者手帳 3級～6級 所持者 ②療育手帳 B1又はB2 所持者 ③精神障害者保健福祉手帳 2級又は3級 所持者 ④戦傷病者手帳 特別項症～第3項症 以外 所持者		円
寡婦 () 円× 人＝ 寡婦一人につき27万円 (その者の所得金額から を控除した額が27万円未満の場合はその所得金額)		円	
ひとり親 () 円× 人＝ ひとり親一人につき35万円 (その者の所得金額から を控除した額が35万円未満の場合はその所得金額)		円	
所得控除額計		②	円
① - ②		③	円
③ ÷ 12		④	円
政令月収額・・・④			円